

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第17号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第2条、第6条関係）				別表1（第2条、第6条関係）			
出先機関及び代決者				出先機関及び代決者			
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者	
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位
略				略			
健康福祉部	略	香川県立保健医療大学	学部の教務及び図書館に関する事務については副学長、大学院の教務については研究科長、その他の事務については事務局長	健康福祉部	略	香川県立保健医療大学	学部及び専攻科の教務並びに図書館に関する事務については副学長、大学院の教務については研究科長、その他の事務については事務局長
			学部及び大学院の教務については学生部長、図書館に関する事務については図書館長、その他の事務については事務局次長				学部、専攻科及び大学院の教務については学生部長、図書館に関する事務については図書館長、その他の事務については事務局次長
略				略			
備考 略				備考 略			
別表2（第3条、第4条関係）				別表2（第3条、第4条関係）			
出先機関共通決裁事項				出先機関共通決裁事項			
関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分 所長等 課長等	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分 所長等 課長等
1 一般関係事務	(1)～(8) 略			1 一般関係事務	(1)～(8) 略		
	(9) <u>行政機関等匿名加工情報の提案の審査をすること。</u>	○	○		(9)～(23) 略		
	(10)～(24) 略				備考 略		
備考 略				備考 略			
2・3 略				2・3 略			
4 建設工事執行 関係事務	(1) 1件1億円未満の工事（以下この関係事務において「所管工事」という。）の施行又は変更を決定すること。	略		4 建設工事執行 関係事務	(1) 1件7,000万円未満の工事（以下この関係事務において「所管工事」という。）の施行又は変更を決定すること。	略	
	(2)～(9) 略				(2)～(9) 略		
	備考 略				備考 略		

5・6 略	
7 財務関係事務	(1)～(5) 略
	(6) 予算の令達額の範囲内における支出負担行為（工事施行に伴う委託料に係る支出負担行為にあつては、1件2,000万円未満とする。）及び支出の命令をすること。 略
	(7)～(26) 略
	備考 略

5・6 略	
7 財務関係事務	(1)～(5) 略
	(6) 予算の令達額の範囲内における支出負担行為（工事施行に伴う委託料に係る支出負担行為にあつては、1件1,000万円未満とする。）及び支出の命令をすること。 略
	(7)～(26) 略
	備考 略

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係事務（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に係る事務を含む。） 法…地方税法 政…地方税法施行令 条…香川県税条例 規…香川県税条例施行規則	(1)・(2) 略			
	(3) 県税の申告等の期限を延長すること（特に指示したものに限る。）。（条26条2項）	○	○	
	(4)～(19) 略			
	(20) 法人の事業税等の確定申告書の提出期限の延長の承認等を行い、並びにその旨を法人及び関係都道府県知事に通知すること。（法72条の25第2項から5項まで、法72条の28第2項、政24条の4第2項・4項・6項、24条の4の3）	略		
	(21)～(24) 略			
	(25) 不動産取得税の賦課徴収について、不動産を取得した者に、必要な申告書を提出させること。（条47条2項）	○		○
	(26) 不動産取得税の賦課徴収について、不動産を取得した者に対し必要な報告を求めること。（条47条4項）	略		
(27)～(38) 略				
2～7 略				

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係事務（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に係る事務を含む。） 法…地方税法 政…地方税法施行令 条…香川県税条例 規…香川県税条例施行規則	(1)・(2) 略			
	(3)～(18) 略			
	(19) 法人の事業税等の確定申告書の提出期限の延長の承認等を行い、並びにその旨を法人及び関係都道府県知事に通知すること。（法72条の25第3項・5項、法72条の28第2項、政24条の4第2項・4項・6項、24条の4の3）	略		
	(20)～(23) 略			
	(24) 不動産取得税の賦課徴収について、不動産を取得した者に対し必要な報告を求めること。（条47条3項）	略		
	(25)～(36) 略			
2～7 略				

6～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分
------	-----	-----	------

6～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分
------	-----	-----	------

		委 任	所長等	課長等
1～6 略				
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1)～(3) 略			
	(4) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、当該検体の提出若しくは採取に応じるべきことを勧告し、又は当該職員に検体を採取させること。(法16条の3第1項・3項、44条の11第1項・3項)	略		
	(5) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、当該検体の提出若しくは採取の勧告若しくは措置を実施する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。(法16条の3第5項・6項、44条の11第9項)	略		
	(6)～(8) 略			
	(9) 感染症診査協議会の意見を聴き、又は当該協議会に報告すること。(法18条5項・6項、20条5項、26条、37条の2第3項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(10) 略			
(11)～(13) 略				
(14) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症の患者等の検体又は感染症の病原体を所持している者に対し、当該検体若しくは感染症の病原体の提出を命じ、又は当該職員に当該検体若しくは感染症の病原体を収去させること。(法26条の3第1項・3項、44条の3の2第6項、50条1項、50条の3第6項)	略			
(15)～(21) 略				
(22) 入院の勧告又は入院の措置を実施した一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

		委 任	所長等	課長等
1～6 略				
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1)～(3) 略			
	(4) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、当該検体の提出若しくは採取に応じるべきことを勧告し、又は当該職員に検体を採取させること。(法第16条の3第1項・3項、44条の7第1項・3項)	略		
	(5) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、当該検体の提出若しくは採取の勧告若しくは措置を実施する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。(法第16条の3第5項・6項、44条の7第9項)	略		
	(6)～(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 感染症の診査に関する協議会の意見を聴き、又は協議会に報告すること。(法18条5項・6項、20条5項、26条、37条の2第3項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(11)～(13) 略				
(14) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症の患者等の検体又は感染症の病原体を所持している者に対し、当該検体若しくは感染症の病原体の提出を命じ、又は当該職員に当該検体若しくは感染症の病原体を収去させること。(法26条の3第1項・3項、50条1項)	略			
(15)～(21) 略				

	は新感染症の所見のある者の医療に要する費用の公費負担を決定すること。 (法37条1項)			
	(23) 略			
	(24) 結核患者の医療に要する費用（骨関節結核の装具療法に要した療養費を除く。）の公費負担を決定すること。 (法37条の2第1項)	○	○	
	(25)・(26) 略			
	(27) (25)又は(26)の規定により報告又は協力を求めるときに、市町長に対し、協力を求めること。(法44条の3第6項、50条の2第4項)	○	○	
	(28) (27)の協力の求めに関し、当該市町長に対し、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報等を提供すること。(法44条の3第7項、50条の2第4項)	○	○	
	(29)・(30) 略			
8	略			
9	予防接種法関係事務 省…予防接種法施行規則	(1) 予防接種済証を交付すること。 (省4条2項・3項)	略	
10～33	略			
11～32	略			

	(22) 略			
	(23) 入院の勧告又は入院の措置を実施した一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見のある者の医療に要する費用の公費負担を決定すること。 (法37条1項)	○	○	
	(24)・(25) 略			
	(26) 結核患者の医療に要する費用（骨関節結核の装具療法に要した療養費を除く。）の公費負担を決定すること。 (法37条の2第1項)	○	○	
	(27)・(28) 略			
8	略			
9	予防接種法関係事務 省…予防接種法施行規則	(1) 予防接種済証を交付すること。 (省4条1項)	略	
10～33	略			
11～32	略			

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。